

町の魅力を再発見！

富士見町のシティプロモーション事業

【お問合せ先】総務課 企画統計係

【電話番号】62-9332

富士見町では平成30年度からシティプロモーション事業を推進しています。

今年度は「富士見町シティプロモーション研究会(仮称)」を6回に渡って開催し、「住み続けたい町」について考えることを軸に、ユニークな視点で様々な新しい取り組みをしている有識者と、参加いただいた町民の方々との意見交換を行いました。

研究会から派生した様々な活動が町の資産となっていく、町の魅力、町への想いを町の人たちが自発的に発信し、その魅力に魅了された人々が富士見町の中からも外からも仲間に加わっていく、そんなストーリーを構想しています。

●シティプロモーションとは？

地域の魅力を探し出し、地域イメージとして確立させるための自治体の「営業活動」のことです。マスメディアでの宣伝や、「ゆるキャラ」を作ったりするのも『シティプロモーション』の一つの事例です。

●第1回 基本的な考え方と方法

第1回は、本年度の研究会を監修する会田大也さんが、昨年度の活動説明や、今年度の研究会の方向性についてなどの講義を行いました。

講義を踏まえて、有識者を含めた参加者同士でワールドカフェ方式(少人数での対話方式)のディスカッションを行い、参加者の方々から様々な意見を発表していただきました。

●第2回 企画・戦略の立て方

第2回は、地域暮らしの可能性について多くの取材・執筆・企画をされている磯木淳寛さんから、ご自身や他地域の事例について解説いただき、参加者はそれらの事例や富士見町の現状について、新しい視点で問題をとらえ、そこから企画、戦略を立てることを実践しました。

●第3回 仕事・企業、そしてお金について

第3回は、大手証券会社に勤務し、お金をテーマに世界40カ国を回る渡邊賢太郎さんに、多数の創業支援などのユニークな経験についてお話を頂きました。

今までの経験から得た「お金とは信用の変換」という概念や、個人の「好き」や「困りごと」から仲間と創造する新しい起業についてワークショップで実践しました。

●第4回 街の魅力を再認識

第4回は、具体的な取り組みへ向けて、編集者としてアート・デザイン・福祉・地域など様々なプロジェクトに携わる多田智美さんより、研究会になぜ参加しているのかについて改めて意識するレクチャーを受けたのち、参加者で書いた富士見町の大きな地図の上に様々なイベントや一押しスポットを挙げました。

住む地域や年齢によって挙げられる情報は様々で、町のイベントと魅力的なスポットの多さを改めて確認しました。

●第5回・第6回 ふじみ町に必要な取り組みは？

第5回、第6回研究会では全ての研究会に参加いただいている会田大也さん、今中隆介さんに進行、助言などをいただきながら、これまでの研究会を経て参加者の方々が感じている問題や興味から、富士見町のシティプロモーションにつながるような活動について発表いただきました。

以前の研究会からすでにスタートしている活動なども含め、様々なテーマについて多数の発表がありました。

●シティプロモーションのこれから

全6回の研究会を経て、同じ想いを共有する仲間が集まり、いくつかのグループが立ち上がりました。

それぞれのグループは今後、具体的な目標や課題に対して次年度以降も活動をしていく予定です。これらの活動については、3月下旬に報告会を開催し、次年度へ向けて発表する予定です。

これまで研究会に参加されていない方も、これまでの活動や想いに興味や共感があれば、それぞれの活動に参加してみませんか。

今回ご協力いただいた有識者の方々

今中 隆介 さん(いまなか りゅうすけ) 秋田公立美術大学 美術部 教授

会田 大也 さん(あいだ だいや) ミュージアム・エデュケーター

多田 智美 さん(ただ ともみ) 編集者、株式会社 MUESUM 代表

磯木 淳寛 さん(いそき あつひろ) 一般社団法人 picobirds 代表

渡邊 賢太郎 さん(わたなべ けんたろう) おせっかい社かける 共同代表

多大なご協力をありがとうございました

これまでの研究会の様子は WEB サイトでもご覧いただけます。

<http://cdc.jp/fujimimachi/>

「中学生の税についての作文」 優秀作品表彰

12月11日、役場において「中学生の税についての作文」の表彰式が行われました。

応募のあった123点の中から、「諏訪税務署長賞」「諏訪納税貯蓄組合連合会長賞」を各1名、「富士見町長賞」を5名の方が受賞されました。

【受賞作文】

●諏訪税務署長賞 「私達が受ける恩恵」 富士見中学校3年 小口真結子(おぐち まゆこ)

●諏訪納税貯蓄組合連合会長賞 「税金で成り立つこと」 富士見中学校3年 木村 陸斗(きむら りくと)

●富士見町長賞

「私たちの学習を支える税金」 富士見中学校3年 小野 彩花(おの あやか)

「未来のために」 富士見中学校3年 金澤 梁(かなざわりょう)

「税に対する私の考え」 富士見中学校3年 越川 えり(こしかわ)

「税金に支えられている私たちの暮らし」 富士見中学校3年 小林 彩音(こばやし あやね)

「税金について改まった自分の考え」 富士見中学校3年 篠原 風音(しのはら かざね)

◎受賞作文から2点をご紹介します。

「私達が受ける恩恵」 富士見中学校3年 小口真結子

皆さんは税について考えた事はあるだろうか。私は税は凄く重要な物だと思う。

税の種類は約 50 だが、その中で私達にとって最も身近な税は『消費税』だ。

私はまだ税の事をよく知らなかった頃は、「何で税金って払わなければいけないんだろう。払う金額は余分に高くなるし、税金なんてなければ良いのに。」とばかり思っていた。しかし、その考え方が間違っていた事に中学生になって気付いた。

私達は普段意識しないが、税は様々な所で使われている。もつとと言えば、私達の生きる世界は税で溢れているのだ。火事が起こった時、私達は消防署に連絡し消火してもらう。犯罪が起こった時、私達は警察署に通報し解決してもらう。又私達は小中学校で当たり前の様に教科書等を使ってきた。私達はこれらの事を無料で行っている。なぜならば、全て税金が負担してくれるからだ。もし税金がなければ、私達が負担しなければいけない。それは家庭に大きな影響を与える。そう考えると、やはり税はなくてはならない存在だ。

又、私こそ税がある事で恩恵を受けている一人といえる。なぜならば、私は生まれつきの持病がある。その分年間通して多くの通院が必要だ。それと同時に莫大な医療費がかかっている。又私の兄も生まれつきの障害がある。その分介護など福祉による多くの支援が必要だ。それと同時に莫大な介護費がかかっている。しかしそれらの多くを税が負担している。それに加え、私は持病の関係で特別支援学級に所属し

学校生活を送っている。しかしそれは当たり前の事ではない事を知った。ある日の父との会話で、私など特別支援学級に所属する生徒は町の税金によって補助されている事を知った。それを聞いて私は、「自分達はただ特別支援にいるのではなく、町の税金や人々の補助によって学校生活を送れているんだ。」と思い、いかに自分達が恵まれているかを感じた。

これらの様に税は私達の周りのあらゆる所に使われている。又、私の様な持病や障害がある人が受ける公共サービスを『社会保障』という。

しかし、それには問題がある。それは少子高齢化が進む事により社会保障の費用が増えていく事、その費用を負担する働き手が減っていく事だ。20～64 歳人口の 65 歳以上人口に対する比率は2000年では3.6人だったが、2050年になるとそれが1.3人に減少するというデータが発表されている。又国の財政赤字も続いている。これらの問題は国や社会と大きく絡み合っており興味深い。

今回この作文を書くにあたって凄く悩んだ。しかし、これを通して私達は税により多くの恩恵を受けている事を改めて感じた。今の日本には税に関わる多くの問題がある。私達はそれについて考える必要がある。

改めて私は思う。『税は凄く重要で恩恵を与えてくれる特別な物だ』と。

「税金で成り立つこと」 富士見中学校3年 木村 陸斗

現在の日本では、税金によって例えば消防、警察、教育、医療などが成り立っている。

僕は前に手術をしたことがあります。そのときに、「すごくお金がかかるのではないのかな」と思っていた僕は、少しうしろめたい気持ちでした。両親に対して申し訳ないと思っていましたが、自分の思っていた金額とは異なり、それよりかなり低い金額でした。このときはよく分かっていなかったけど今になって税金のおかげだったのだと分かりました。よく考えてみると見ず知らずの方々が自分にお金を出してくれたのだと思いました。でもそのお金は決して僕のために納めたものではありません。それでも、例えば、家が燃えてしまったという人でも、税金を納めてくれた人に感謝の気持ちは必ずあると思います。

このように税金というものは、見ず知らずの人とつなぐものだと思います。

自分のために納めたものではないと知っていたとしても必ず感謝すると思います。なぜなら自分を救ってくれたのだから。

税金を納めることは、仕方ないことと思っている人もいると思うし、さらに、強要されていると思っている人もいます。しかし、他人のことを知らないうちに助けていることもあるだろうし、自分のためになる場合もあります。

将来、納めた税金が全て返ってこないことだってもちろんあると思います。でも、医療だったり老後の年金としてだったり、自分に返ってくることだってあります。考えてみてください。日本国民全員が税金を納めなくなったとしたら。自分が消防や医療の手助けが必要になったとしたら、とても苦しくなりますよね。

自分の将来のために、税金を納めることが必要なんだと思います。たとえ、自分が納めた分返ってこないとしても、納めるべきなのではないのかなと思います。いつもはあたり前すぎて、気付いていない税金というもののありがたさというのに気付くことができれば納税というものが苦ではなくなると思います。

家の周りの道が整備されているのも、学校で学習することができるのも税金のおかげです。税金の必要性に今、気付くことができよかったなと思います。

八ヶ岳定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定 を締結しました

【お問合せ先】総務課 企画統計係

【電話番号】62-9332

富士見町と原村および山梨県北杜市は、平成 27 年7月に「八ヶ岳定住自立圏の形成に関する協定」を締結し、5カ年を計画期間とする「八ヶ岳定住自立圏共生ビジョン」により、定住人口の増加に向けた連携を進めてきました。

このたび、第1次共生ビジョンの計画期間が満了となることから、今後もこの取組みを継続するため、協定の一部を変更する協定を、1月 14 日に締結しました。

協定の変更にあたっては、これまでの取組みにおける検証等を踏まえつつ、八ヶ岳定住自立圏共生ビジョン懇談会の意見を伺い、住民が安心して暮らすことのできる圏域とするための施策として、医療体制の充実、子育て支援、女性の活躍の分野を新たに追加し、3つの政策分野、15 の施策分野で構成されています。

今後は、新たな「八ヶ岳定住自立圏」の目指す将来像や、具体的な取組事業を盛り込んだ「第2次八ヶ岳定住自立圏共生ビジョン」を今年度中に取りまとめます。今後も圏域全体の活性化を図り、都市部への人口流出抑制、定住・移住人口の増加につなげていきます。

「第2次八ヶ岳定住自立圏共生ビジョン」は、策定後、町ホームページにて掲載する予定ですので、ご覧ください。

住民税・市民税の申告状況(第3回)

【お問合せ先】財務課 町民税係

【電話番号】62-9122

【お問合せ先】諏訪税務署

【電話番号】52-1390

まもなく申告の期間が始まります。皆さま、申告の準備はお済みでしょうか。

町では、「住民税申告相談会および所得税確定申告書作成指導会」を行いますので、必要な方は忘れずに申告をお願いします。

なお、確定申告期間中は役場財務課窓口での申告相談等はできませんのでご注意ください。

●持ち物等の確認をしましょう

相談会の前に、持ち物の確認をお願いします。必要な書類等は、申告をする方により異なります。
(「申告をしなければならない方」については広報1月号をご確認ください。)

1. 平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までの間に収入がありましたか？

ア 収入があった

該当するものをお持ちください。

- 給与等の支払者(事業所等)や日本年金機構等の年金支払者から交付、送付された源泉徴収票 など
- シルバー人材センターの配分金支払証明書や個人年金支払証明書、水道検針員等の支払調書、農業や不動産等の収支内訳書 など(収支内訳書がないと相談が受けられない場合があります。)
- 生命保険料や学資保険等の満期や解約返戻金に関する支払証明書

イ 収入がなかった

どなたかの扶養親族になっている場合は申告不要、なっていない場合は住民税申告が必要です。
(遺族年金・障害年金・傷病手当等の収入は非課税となりますが、以前にその旨を申告していない場合は住民税申告が必要です。)

2. 社会保険料、生命保険料、医療費控除(またはセルフメディケーション税制)の追加がありますか？

ア ある

該当するものをお持ちください。

- 社会保険料控除に関するもの
- 生命保険料や地震保険料控除に関するもの
- 医療費控除に関するもの(職員による集計は行いませんので、医療費を事前に人、病院(施設)、薬局ごとに集計した明細書をお持ちください。明細書は財務課④番窓口にあります。また、従来の医療費控除とセルフメディケーション税制の併用はできません。詳しくは、広報 12 月号をご確認ください。)

イ ない

控除の追加がなく、その他の申告がなければ申告は不要です。

3. 扶養控除の追加がありますか？

ア ある

該当するものをお持ちください。

- 障害者手帳(身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳など)
- 住民福祉課介護高齢者係で発行する障害者控除対象者認定証(毎年、発行の手続きと提出が必要です。)

※ 富士見町以外に住民登録がある方を扶養する場合は、その方の所得金額を確認してください。

イ ない

控除の追加がなく、その他の申告がなければ申告は不要です。

4. その他必要なものをお持ちください

- 申告する方のマイナンバー(マイナンバーカードまたは個人番号の記載のある住民票と本人確認書類)
- 扶養親族の方のマイナンバー(添付は不要ですが、記載の必要があります。)
- 印鑑(認印可)
- 口座番号のわかるもの(還付口座、振替口座等を記入する場合があります。)

●「住民税申告相談会および所得税確定申告書作成指導会」の日程

受付は役場入口のロビーで行います。来場者の分散のため対象地区を設定していますが、対象地区以外の日でも相談できます。例年大変混み合いますので、時間に余裕をもってお越しください。役場前駐車場が満車の場合は、第二体育館前駐車場をご利用ください。

2月17日(月) 御射山神戸・栗生 午前9時～11時 午後1時～4時 役場1階ロビー

2月18日(火) 立 沢 午前9時～11時 午後1時～4時 役場1階ロビー
2月19日(水) 富里・富士見台 午前9時～11時 午後1時～4時 役場1階ロビー
2月20日(木) 上蔦木・下蔦木・神代 午前9時～11時 午後1時～4時 役場1階ロビー
2月21日(金) 烏帽子・信濃境・池袋 午前9時～11時 午後1時～4時 役場1階ロビー
2月25日(火) 全 町 午前9時～11時 午後1時～4時 役場1階ロビー
2月26日(水) 全 町 午前9時～11時 午後1時～4時 役場1階ロビー
2月27日(木) 乙 事 午前9時～11時 午後1時～4時 役場1階ロビー
2月28日(金) 南原山・富原・富ヶ丘・瀬沢新田・桜ヶ丘 午前9時～11時 午後1時～4時 役場1階ロビー
3月3日(火) 大平・松目・原の茶屋・木之間・若宮・花場・休戸・横吹・とちの木・富士見ヶ丘・塚平 午前9時～11時 午後1時～4時 役場1階ロビー
3月4日(水) 小六・高森・田端・先達・葛窪・広原 午前9時～11時 午後1時～4時 役場1階ロビー
3月5日(木) 富士見 午前9時～11時 午後1時～4時 役場1階ロビー
3月6日(金) 全 町 午前9時～11時 午後1時～4時 役場1階ロビー
※税理士による相談日 税理士による確定申告相談 受付時間午前9時30分～11時 午後1時～3時
3月9日(月) 平岡・机・先能・瀬沢
3月10日(火) 全 町 午前9時～11時 午後1時～4時 役場1階ロビー
3月12日(木) 全 町 午前9時～11時 午後1時～4時 役場1階ロビー
3月13日(金) 全 町 午前9時～11時(午前中のみ) 役場1階ロビー

※3月2日(月)、3月11日(水)、3月16日(月)は行いません。

○以下に該当する方は、役場で行う住民税申告相談会および所得税確定申告書作成指導会では相談を受けることができません。お手数ですが、諏訪税務署での申告をお願いします。

- 土地や建物、株式、先物取引、ゴルフ会員権などの資産の売却や交換などをした方
- 住宅ローン控除を初めて申告する方
- 税理士や税理士法人等が関与している法人の役員の方
- 青色申告の方
- 贈与税、相続税等を申告する方

災害義援金のご協力ありがとうございます

【申込・お問合せ先】 住民福祉課・社会福祉係

【電話番号】62-9144

災害義援金の募集に多くの方のご協力をいただき、心より御礼申し上げます。

ご寄附いただいた義援金は、すべて日本赤十字社長野県支部へ送金しました。今後、被災地に設置される災害義援金配分委員会を通して全額被災者に届けられます。

今後とも、皆様の温かいご支援、ご協力をお願いいたします。

〈災害義援金募集結果(令和元年12月27日現在)〉

- ・令和元年台風第19号災害義援金 824,555円
- ・東日本大震災 16,316,023円
- ・平成28年熊本地震災害義援金 1,174,837円
- ・平成29年7月5日からの大雨災害義援金 48,605円
- ・平成30年7月豪雨災害 226,793円
- ・平成30年北海道胆振東部地震災害義援金 34,905円
- ・令和元年8月豪雨災害義援金 153,483円
- ・京都府京都市伏見区で発生した放火事件に係る被害者義援金 96,699円
- ・令和元年台風第15号千葉県災害義援金 26,482円

赤十字奉仕団が街頭募金活動を行いました

12月15日に、西友富士見店、綿半富士見店にて「令和元年台風第19号災害義援金」の街頭募金活

動を行いました。「地元で甚大な被害があり、少しでも役に立てれば」という思いから、富士見中学校の生徒にご協力いただき、活動しました。温かいご支援をありがとうございました。

街頭募金募集結果 79,165円

救急法勉強会 参加者募集

心臓が停止すると、4分以内に脳に障害が発生します。心肺停止となった傷病者にとっては、「心停止から除細動実施までの時間」が治癒後の経過が良好であるか否かを決定するもっとも重要な要因です。放置すれば死亡するような傷病者でも、現場で直ちに心肺蘇生が実施されれば、救命されることがあります。

もしも目の前に倒れている人がいたら・・・あなたの知識と勇気で救える命があります。万が一の時のために救命救急の方法を学んでみませんか。

【日 時】2月16日(日) 午後1時～3時

【会 場】保健センター 2階(富士見町役場となり)

【内 容】・一次救命処置(心肺蘇生、AEDの使用方法)
・止血の方法

【申込み】富士見町赤十字奉仕団事務局(住民福祉課社会福祉係)
2月10日(月)までにお申し込みください 受講料無料

国民健康保険にご加入のみなさんへ

【お問合せ先】住民福祉課 国保年金係

【電話番号】62-9111

柔道整復師(整骨院・接骨院)による施術では、健康保険が適用されない場合があります。保険適用が認められない場合は、全額自己負担となりますのでご注意ください。

施術が終了した後に「療養費支給申請書」に署名をする場合は、内容を必ず確認してから署名をするようにし、領収書も忘れずに受け取りましょう。

●柔道整復師の施術を受ける方へ

○保険が使えるのはどんなとき？

整骨院や接骨院で骨折、脱臼、打撲およびねんごの施術を受けた場合は保険の対象になります。
※骨折および脱臼については、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得る必要があります。

○治療をうけるときの注意

以下に該当する場合は、保険の対象になりませんのでご注意ください。

- ・日常生活における単純な疲労や肩こり、腰痛、体調不良
- ・病気(神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニア等)による凝りや痛み
- ・脳疾患による後遺症等の慢性病
- ・保険医療機関(病院、診療所など)で治療中の同じ負傷
- ・スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術
- ・工作中や通勤途中に起きた負傷(労災保険からの給付対象です)

●はり・きゅうの施術を受ける方へ

○保険を使えるのはどんなとき？

主として神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症および頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主とする疾患の治療を受けたときに保険の対象となります。

●マッサージの施術を受ける方へ

○保険を使えるのはどんなとき？

筋麻痺や関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例について施術を受けたときに保険の対象となります。

●はり・きゅう・マッサージ施術を受けるときの注意点

- ・あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。
- ・保険医療機関(病院、診療所など)で同じ対象疾患の治療を受けている間は、はり・きゅうの施術を受けても保険の対象になりません。
- ・単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のためのマッサージなどは保険の対象になりません。

年金保険だより 国民年金保険料は、口座振替がお得です

【お問合せ先】 住民福祉課・国保年金係

【電話番号】62-9111

【お問合せ先】 国谷年金事務所

【電話番号】23-3661

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。口座振替で納めると手間がかからず、納め忘れもなくとても便利です。

○口座振替の申込方法

【持ち物】納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印

【手続先】ご希望の金融機関、年金事務所、住民福祉課 国保年金係(役場1階②番窓口)

【注意事項】令和2年4月分からの前納(6か月・1年・2年前納)の申し込みは令和2年2月末までです。お早めにお申し込みください。

★ 口座振替には、月々50円割引される早割制度や現金納付よりも割引額が大きい6か月前納・1年前納・2年前納もあり、大変お得です。

●現金・クレジットカード納付についても、割引額の大きな2年前納が利用できます

○現金(納付書)による前納

任意の月から翌年度末までの前納が可能です。

(最大で、4月分から翌々年3月分までの2年分の前納が可能になります。)

○クレジットカードによる前納

新たに2年前納が可能です。現在の口座振替による2年前納と同じく、4月分から翌々年3月分までの保険料を4月末に納付します。前納の申し込みは令和2年2月末までです。

受け忘れた予防接種はありませんか？

【お問合せ先】 住民福祉課・保健予防係(保健センター内)

【電話番号】62-9134

3月31日で接種期間が終了する予防接種があります。受け忘れがないかご確認ください。

●高齢者用肺炎球菌ワクチン

【対象】

- 令和元年度中に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳以上になる方
- 平成31年4月1日以降の接種日において60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能

またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方(身体障害者手帳1級相当の方)

【接種費用】医療機関の請求から3,000円差し引いた額

※現在年齢に到達していなくても、年度内に対象年齢になる方は接種できます。

※以前に1度でも接種したことがある場合は、自費での接種であっても補助の対象外です。

●麻しん・風しんワクチン 第2期

【対象】平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれの方

【接種費用】無料

詳しくは昨年4月に送付した予診票をご確認ください。

●風しん抗体検査・予防接種はお済みですか？

公的な接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性の方に、風しん抗体検査・予防接種が受けられるクーポンを送付しています。

令和元年度は昭和47年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象にクーポン券を送付しました。令和2年度は昭和37年4月2日から昭和47年4月1日の間に生まれた男性を対象にクーポン券を送付する予定です。この機会に抗体検査を受けましょう。

【接種費用】無料

予防接種で防ごう！「赤ちゃんの先天性風しん症候群」

妊娠初期の妊婦がかかると、お腹の赤ちゃんに感染し、耳や目、心臓などに障がいを引き起こす可能性があります。

令和2年度 健(検)診申込書をご提出ください

【お問合せ先】 住民福祉課 保健予防係(保健センター内)

【電話番号】62-9134

令和2年度に町が行う健(検)診の受診希望者を把握するため、「令和2年度富士見町健(検)診申込書」を1月下旬に郵送しました。必要事項を記入し、期限までにご提出ください。

【提出期限】 2月 13 日(木) 【提出方法】 郵送または窓口(保健センター内)へ持参

【注意事項】この申込書は、町が行う健(検)診への申し込みと同時に、対象者の受診動向の把握に利用しますので、町で行う健(検)診を受診しない方も必ず提出してください。

○町で行う健(検)診一覧(健(検)診により年齢や地区の指定がありますのでご注意ください。)

特定健診 集団健診6月(※1)個別健診7月～10月(※2) 富士見町国民健康保険に加入している40歳～74歳の方

長寿医療健診 集団健診6月(※1)個別健診7月～10月(※2) 後期高齢者医療制度に加入している方

結核検診(胸部レントゲン撮影) 5月・9月 65歳以上の方

子宮頸がん検診 7月・8月 20歳～79歳の女性で、富士見、乙事、立沢、広原地区の方

乳がん検診(マンモグラフィ検診) 10～12月 40歳～74歳の女性で、富士見、乙事、立沢、広原地区の方

胃がん検診 9月・10月 35歳～79歳の方

大腸がん検診(便潜血反応検査) 6月・9月・10月 40歳以上の方

肺がん CT 検診 7月・8月 45～80歳の方で、富士見、乙事、立沢、広原地区の方

※1 集団:保健センターを会場とした集団健診

※2 個別:期間中に町内の医療機関で個別に行う健診(医療機関への予約は、6月末頃に開始予定です。)

※申込書は令和2年1月6日の住民基本台帳をもとに作成しています。令和2年1月6日以降に国民健康保険に加入した方、対象地区に転居した方で健(検)診を希望する方は、係までご連絡ください。

人権擁護委員を紹介します

【お問合せ先】 住民福祉課 介護高齢者係

【電話番号】62-9133

令和2年1月1日付けで、2名の方が法務大臣より人権擁護委員に再任されましたのでご紹介します。

【任 期】令和2年1月1日～令和4年12月31日まで(3年間)

三井 香菊(みついかぎく)

鈴木 春日(すずきかすが)

●人権電話相談

みんなの人権 110 番 :0570-003-110(全国共通)

子ども人権 110 番 :0120-007-110(全国共通)

女性の人権ホットライン:0570-070-810(全国共通)

人権擁護委員の使命

人権擁護委員は、憲法で保障されている国民の基本的な人権、すなわち生命、自由及び幸福追求等の権利が侵犯されることのないように監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもって、使命とする。(人権擁護委員法第2条)

犬を飼う時は「犬の登録」を忘れずに

【お問合せ先】 建築課 生活環境係

【電話番号】62-9114

生後 91 日以上の犬は、登録が義務付けられています。新しく犬を飼い始めた場合や、飼い主や犬の住所・所在が変わった、登録事項に変更があった場合は、必ずお手続きください。

●犬を新しく飼うとき

【犬の登録申請書】を提出してください。

犬を取得した日(生後 90 日以内の犬を取得した場合にあっては、生後 90 日を経過した日)から 30 日以内に登録を行わなければなりません。担当窓口(役場2階⑨番窓口)で手続きを行ってください。

さい。

犬の身分証となる「鑑札」を交付します。

●飼い犬が死んでしまったとき

【犬の死亡届】を提出してください。

犬が死亡してから30日以内に届け出ることとなっています。

原則的には窓口での手続きとなりますが、やむを得ず来庁できない場合は電話でご相談ください。

●引っ越しなど、登録した内容が変わったとき

・町内での変更……飼い主が町内で転居した場合、または譲渡や飼い主の死亡により所有者が変わった場合も手続きが必要です。

・転入による変更……町外から犬が転入する場合は、富士見町での登録手続きが必要です。転入前の市町村で交付された鑑札を窓口へお持ちください。

・転出による変更……転出などで犬の所在地が町外になる場合は、新住所地で犬の登録事項変更届を行ってください。その際は鑑札をお持ちください。

「猫の飼い方講習会」を開催します

【お問合せ先】諏訪保健福祉事務所 食品・生活衛生課

【電話番号】57-2929

猫の習性や正しい飼い方についての講習会です。猫を飼っている方、猫の飼い方に興味のある方、猫の被害に困っている方、どなたでも、お気軽にご参加ください。

【日 時】2月29日(土) 午前10時30分から正午まで

【会 場】諏訪合同庁舎5階講堂(諏訪市上川1丁目1644-10)

【内 容】(1) 猫の習性と正しい飼い方(60分)

(2) 質疑応答、意見交換 (30分)

【講 師】長野県動物愛護センター(ハローアニマル)職員

※参加費無料。事前申し込み不要です。

富士見町プレミアム付商品券の購入期限は2月末までです！

【お問合せ先】産業課 商工観光係

【電話番号】62-9342

「富士見町プレミアム付商品券」の購入期限は2月 29 日(土)までです。
現在、お手元に「富士見町プレミアム付商品券購入引換券」をお持ちの方は購入をお急ぎください。

●プレミアム付商品券の購入

商品券の購入期限は令和 2 年 2 月 29 日(土)まで

富士見町役場で

- ・現金(購入代金)
- ・本人確認書類
- ・購入引換券

を示し商品券を購入してください。

○分割購入ができます

一度に 2.5 万円分まとめて購入いただくこともできますが、5 千円単位(千円×4 枚、5 百円×2 枚)を 4 千円で分割購入することもできます。

●プレミアム付商品券の使用

商品券の使用期限は令和 2 年 3 月 31 日(火)まで

プレミアム付商品券取扱店で

- ・プレミアム付商品券を使用し商品を購入してください。

○お釣りはできません

例)500 円の商品を税込 550 円で購入した場合、千円券での支払いはできません。この場合、500 円の商品券 1 枚と 50 円の現金などで支払いをしてください。

●2 月の夜間・休日販売

【夜間販売】

2 月 12 日(水) 午後 5 時 15 分 ～ 7 時

2 月 25 日(火) 午後 5 時 15 分 ～ 7 時

会 場:役場会計室(1階⑥番窓口)

【休日販売】

2月29日(土) 午前8時～正午

会 場:役場1階ロビー

町営住宅入居者募集

【申込・お問合せ先】総務課 管財係

【電話番号】62-9325

住宅の概要(募集戸数:2戸)

富里公営住宅 B-103号 中耐3階建(1階部) 3DKY 平成11年度建築 21,500円～42,200円

富士見町落合 11227-172 富士見駅より南へ約600m

一ツ藪公営住宅 2号 簡易耐火平屋建 3DKY 昭和56年度建築 12,500円～24,600円 富士

見町富士見 3250-1 富士見高校より西へ約500m

D…ダイニング K…台所 Y…浴室(浴室給湯・浴槽付)

【募集期間】2月3日(月)～2月14日(金)

【申込方法】総務課 管財係に備え付けまたは町ホームページ(<https://www.town.fujimi.lg.jp/>)

内の申込用紙に記入し、必要書類を添えて提出してください。

【選考方法】公開抽選

【抽選日時】2月17日(月) 午前10時～

【会 場】役場3階 図書室

【入居日】原則として入居決定後10日以内

【入居資格】次の①～⑥の資格を全て満たす方

① 地方税を滞納していない方

② 現に同居し、または同居しようとする親族があること

③ 公営住宅法による月収が規定の額以下の方

・一般世帯 － 158,000円以下 ・高齢者身体障害者世帯等 － 214,000円以下

④ 現に住宅に困窮していることが明らかな方(他の公営住宅入居者や持ち家がある方は不可)

⑤ 町内に住所または勤務先を有する方

⑥ 入居者および同居者が暴力団員ではないこと

富士見町就職・移住説明会を開催します

【申込・お問合せ先】産業課 商工観光係

【電話番号】62-9342

町では、関東圏に進学した学生や、就職・再就職を希望している方、富士見町への移住を希望している方を対象に、町内企業等の説明会を開催します。

地元に戻って就職したい学生や、自然の中の落ち着いた環境で働きたい、移住を考えているといった希望をお持ちの方はぜひご参加ください。当日の飛び込み参加も可能です。また、お近くにこのような希望をお持ちの方がいましたらお声がけください。

【日 時】 2月8日(土)

午後1時30分～4時30分

【会 場】 銀座 NAGANO 2階イベントスペース

(東京都中央区銀座5丁目6-5 NOCOビル)

【参加費】 無料

【申 込】 氏名・住所・連絡先を、メール、電話、FAX

にてご連絡ください。

メール:kankou@town.fujimi.lg.jp

電 話:0266-62-9342(係直通)

FAX:0266-62-4481

※詳細は町ホームページ(<https://www.town.fujimi.lg.jp/page/fujimimatisyuuusyoku.html>)で随時ご連絡します。

「農業関係企業説明会」と「働き方相談会」を開催します

【お問合せ先】ハローワーク諏訪

【電話番号】58-8609

【お問合せ先】産業課 商工観光係

【電話番号】62-9342

農業での就職を希望されている方、興味のある方、どんな仕事か聞いてみたい方などを対象とした、農業関係企業の説明会を開催します。

●農業関係企業説明会

【日 時】2月17日(月) 午後1時30分～

【会 場】富士見町役場 3階会議室

※参加無料、事前申し込み不要です

【同時開催】●働き方相談会

農業分野に限らず、自分の今の働き方について、悩みや聞いてみたいことがある方を対象に、ハローワークの職員に直接相談できる「働き方相談会」を同時開催します。
相談したいことがある方はお気軽にご参加ください。

「広報ふじみ 縮刷版」を販売しています

【お問合せ先】総務課 文書情報係

【電話番号】62-9324

第1巻 昭和43年7月～昭和59年9月 3,000円

第2巻 昭和59年10月～平成6年12月 5,000円

第3巻 平成7年1月～平成12年12月 5,000円(セット販売)

富士見町教育委員会だより第170号

教育のまち、子育てのまち、学び続けるまち富士見を目指して

令和2年2月1日発行

【お問い合わせ先】富士見町教育委員会編集

【電話番号】62-9235

【メールアドレス】kodomo@town.fujimi.lg.jp

富士見町故郷Uターン支援推奨学生を募集します

町では、子育て世帯の経済的負担を軽減するため「故郷Uターン支援奨学生」を募集します。

条件等は次のとおりです。

- ・ 諏訪信用金庫の「すわしん教育ローン みらい応援隊」の借入をされた方のうち、大学等に支払う初年度納付金にかかわる借入分の利子を補助します。
(1.0%以内で利子を補助)
- ・ 借入金 1件1,000万円を限度
- ・ 対象者は、大学等に進学するお子さんを持つ、町に住所を有する保護者の方
- ・ 借受者のお子さんが大学等卒業後、富士見町に居住した場合は、さらに1.0%以内で上乗せの利子補助を借受者に行います。
- ・ 返済は（在学中最大4年間の返済猶予期間がある）最長16年以内とします。
詳しくは下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 富士見町教育委員会 子ども課 総務学校教育係

【電話番号】 62-9235

【お問い合わせ先】 諏訪信用金庫 富士見東支店

【電話番号】 62-7500

3学期がスタート！

1月7日に町内の小学校で3学期始業式が行われました。境小学校では、代表児童が3学期の決意発表をし、2年生は「漢字練習と算数の計算を頑張りたい。」5年生からは「今年は6年生になるから、下級生の見本になるようにしたい。」「児童会など、6年生に向けての準備をしたい。」という発表がありました。

校長先生からは「3学期はあっという間に過ぎてしまう。やり抜くことに全力を傾けてほしい。」「学習は、説明できた時が理解できた時なので、そのように伝え合う学習にチャレンジしてほしい。」というお話がありました。

全校で校歌を歌い、3学期が始まりました。

寒さや風邪に負けないように気をつけて、まとめの3学期を元気に過ごしましょう。

12月定例教育委員会報告

12月11日に開催された12月定例教育委員会で協議した主な内容をお知らせします。

議決事項

- ・富士見町立小・中学校臨時講師設置要綱の一部を改正する要綱→承認
- ・障害児及び外国人児童・生徒に対する小・中学校運営支援に係る非常勤職員設置要綱の一部を改正する要綱→承認

報告事項

〈教育長より〉

- ・12月議会一般質問答弁（子どもの貧困対策、読書離れの対策等）

〈子ども課より〉

- ・諏訪地域の高校の将来像を考える協議会について
インフルエンザ流行状況
 - ・園長会報告（来年度各園の体制、交通安全について）
- 〈生涯学習課より〉
- ・来年度の主要事業・予算について

検討事項

- ・子ども支援の状況

その他

- ・12月～2月行事予定

*詳しくは町ホームページをご覧ください。

プログラミング講座

来年度から小学校でプログラミングの授業が始まるのを前に、町内小中学校の先生を対象にした出前講座を開きました。

講師の南信教育事務所の宮下卓也指導主事から、プログラミングが導入される背景やねらい、授業づくりのイメージについて説明を受けました。

そして、5年生で教える算数を想定して「正多角形の作図」で実際にプログラミングを体験しました。先生方はお互いに教え合ったり、多様な考え方を出し合いながら、熱心にプログラミングを行い、理解を深めました。

「プログラミング教育」とは

2020年度から実施される新しい「学習指導要領」に盛り込まれ、小学校で必修化されます。プログラミング教育のねらいは、プログラミング的思考（論理的思考力）※ や創造力、問題解決能力等の育成です。分かりやすく言えば、【順序立てて考え、試行錯誤し、ものごとを解決する力】を育むことです。

※『プログラミング的思考（論理的思考力）』とは

自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要か、どのように改善していけば、より意図した活動に近づくのかということを論理的に考えていく力の一つ。

何だかすごく難しいことを学ぶような気がしますが、そんなことはありません。実際に体験してみると、面白さや発見がたくさんありました。先月号の広報でもお知らせしましたが、「おとなのためのキッズプログラミング」体験を各小学校で開催しています。町内小中学生の保護者の皆さま、ぜひ参加して体験してみてください。詳しくは、下記へお問い合わせいただくか、<https://fujimi.ict.club/otonakids>をご覧ください。

【お問い合わせ先】 富士見町教育委員会 子ども課 総務学校教育係

【電話番号】 62-9235

保育園現況届の提出のお願い

保育園の利用にあたっては、保育が必要である旨の支給認定を受けていただくことが必要です。引き続き保育園の利用を希望される場合は、配布しました「子ども子育て支援 現況届」に必要事項を記入の上、証明書類を添えて期日までに利用中の保育園へ提出をお願いします。ご不明な点につきましては、お問い合わせください。

【対象】 令和2年度に引き続き入園を希望される在園児の保護者

【提出期限】 2月14日（金）

【提出方法】 各保育園へ現況届に添付書類を添えて提出してください。

【提出書類】 ・子ども子育て支援 現況届（調査書）

・保育を必要とする事由に該当する書類（就労証明書等）

※ ただし、次の方は添付書類の提出が不要です。

- ・ 令和元年10月以降に入園の申し込みをされた方
- ・ 変更申請書で証明を提出された方（証明対象者のみ）
- ・ 提出済みの診断書・障がい者手帳の有効期間が切れていない方（該当者のみ）

【お問い合わせ先】 富士見町教育委員会 子ども課 子ども支援係

【電話番号】 62-9237

献血のお願い

病気やけがにより輸血を必要としている方は、全国で毎日3,000人いると言われていますが、血液は人工的に作ることができず、長時間の保存もできないため、日々必要な血液を献血により確保しています。以下の日程で献血を行いますので、皆様のご協力をお願いします。

【日 時】 3月2日（月）

午後1時30分～3時30分

【会 場】 富士見町保健センター

【献血方法】 400ml全血献血

【献血可能な方】 男女とも体重50kg以上の方

【申込締切】 2月27日（木）

※1年間に献血できる血液の総量は決まっています。献血カードをお持ちの方は献血可能日をご確認ください。

【お問い合わせ先】 住民福祉課 保健予防係

【電話番号】 62-9134

くらしの情報

お知らせ

銃器による有害鳥獣の一斉駆除を行います

2月16日から3月31日までの間、町内の山林などにおいて、農作物に影響を与える有害鳥獣に対し、銃器を用いた一斉駆除を行います。山仕事などで山林へ立ち入るときは、事故防止のため、見通しのよい道路を利用するほか、明るく目立つ色の服装をし、ラジオを携帯するなど、自分の居場所を知らせるようにしてください。

【お問い合わせ先】 産業課 農林保全係

【電話番号】 62-9222

全国一斉の防災行政無線を使った情報伝達訓練を行います

地震や武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム（Jアラート）から送られてくる国からの緊急情報を、防災行政無線を使って確実に伝えるための情報伝達訓練を行います。

※Jアラートとは、地震や武力攻撃などの際に国から送られてくる緊急情報を、人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。

訓練日時

2月19日（水）午前11時ころ

情報伝達手段

- ・防災行政無線（屋外スピーカー）
- ・有線（告知）放送
- ・戸別受信機

放送内容

- ・上りチャイム
- ・「これは、テストです」×3回
- ・「こちらは、広報ふじみです」
- ・下りチャイム

【お問い合わせ先】総務課 防災危機管理係

【電話番号】62 - 9326

有期雇用労働法が施行されます

「働き方改革関連法」によるパートタイム・有期雇用労働法が、2020年4月（中小企業は2021年4月）に施行されます。『同一労働同一賃金』の考え方の下、同じ企業で働く通常の労働者（正社員）と、パートタイム労働者・有期雇用労働者との間で、あらゆる待遇について不合理な差を設けることが禁止されます。

また、雇用主は待遇差について説明を求められた場合、その待遇差について説明することが義務付けられました。基本給や賞与、手当等で不合理な待遇の差があると感じる方は、これを機にご自分の働き方を見直してみてください。

【お問い合わせ先】長野労働局雇用環境・均等室

【電話番号】026 - 227 - 0125

イベント

英語のおはなし会

「Maisy makes gingerbread」（メイシーちゃん おやつをつくります）という本を読みます。ショウガ入りクッキーの材料や作り方が簡単な英語で書いてあるので、お菓子作りに興味がある子ども達も楽しめる内容です。

日 時 2月22日（土）午前11時～11時30分

会 場 富士見町図書館

おはなしの部屋

対 象 幼児から小学生

※小学生未満の入場は保護者

が同伴してください。

入場無料、申し込み不要です。

【お問い合わせ先】富士見町図書館

【電話番号】62 - 7930

相談・募集

くらしと健康の相談会

失業、倒産、多重債務、家庭問題などについて弁護士が法律相談に応じ、あわせて保健師による心の健康を含めた健康相談をお受けします。

日 程 3月5・12・19日（木）午前10時～午後3時

会 場

諏訪保健福祉事務所

（諏訪合同庁舎2階）

相談は無料ですが、予約が必要です。相談時間は1時間で、相談希望日の前週金曜日正午までにお申し込みください。

【お問い合わせ先】諏訪保健福祉事務所健康づくり支援課

【電話番号】57 - 2927

公共職業訓練 令和2年度4月生を募集します

対 象 ハローワークに求職申込をしている人

訓練期間 4月2日（木）～9月30日（水）6か月間

場 所 ポリテクセンター松本（松本市寿北7-17-1）

募集コース

- ・CAD／NC技術科
- ・金属加工科
- ・電気設備技術科

定員 各科15人（金属加工科は12人）

受講料 無料

※テキスト代及び作業服代等は自己負担

申込方法 ハローワーク諏訪でお申し込みください。

申込締切 2月21日（金）

毎月、火曜日午後1時半から施設見学会を行っています。お気軽にご参加ください。

【お問い合わせ先】ポリテクセンター松本

【電話番号】0263-58-3392

第5回 町議会オープンミーティングを開催します

町が当面する課題について、町民の皆様と議員がテーマ別に分かれ、自由に意見交換できる機会を設けます。大勢の方のご参加をお待ちしています。

【日時】 2月16日（日） 午後1時30分～3時30分（予定）

【会場】 コミュニティ・プラザ2階 大会議室

【内容】 議会活動概要報告、意見交換

オープンミーティングのテーマ

- ・子育て支援全般について
- ・公共施設の在り方（人口減少時代到来における公共施設等これからのまちづくり）
- ・観光産業（今後の観光産業の在り方・宿泊施設含む）

【お問い合わせ】 富士見町議会事務局

【電話番号】 62-9403

町議会の傍聴にお越しく下さい

富士見町議会3月定例会が開催されます。町の議案説明、議員からの質疑をはじめ、行政に関する一般質問などが行われます。特に、3月定例会は、来年度予算の審議が予定されています。役場4階議場で実際に傍聴できますので、ぜひお越しく下さい。

【開 会】 3月5日（木） 午前9時～

【一般質問】 3月9日（月）午前9時～

【一般質問】 3月10日（火）午前9時～

【確 定 議】 3月17日（火）午後1時30分～

※日程は、2月27日（木）開催の議会運営委員会において決定されますので、議案内容等により、一部変更となる場合があります。

消費者見守り情報No. 106

～深刻な高齢者の消費者被害 見守りで防止しましょう～

どんな手口？

叔母が、「通帳に3千円しか残っておらず生活費がなくなった」と私の母に相談してきた。叔母の家に行くと化粧品が山のようにあり、書類等を調べると、長期間に渡る契約で約5百万円も支払っていた。叔母によると、担当から「こちらが質問すること全てに『ハイ』とだけ言うように」と言われ、契約を強要されていたという。

消費者へのアドバイス

上記のような、高齢者が長期間に渡って、大量の商品を購入させられていたという相談が増えています。周囲の人が気付いたときには高額な支払い後だったというケースが多く、被害を防ぐためには家族や周囲の人が、日ごろから高齢者の様子に気をつけることが大切です。離れて暮らしている場合は、なるべく頻繁に連絡を取り、帰省の際などに不審な書面や、大量の商品、困っている様子等がないか確認するようにしましょう。

少しでも気になることがあれば、本人から詳しく話を聞き、早めに消費生活センター等に相談しましょう（ホットライン【電話番号】188）。家族や周囲の方も相談できます。

【お問い合わせ先】 茅野市消費生活センター

【電話番号】 75-8188

【お問い合わせ先】 長野県中信消費生活センター

【電話番号】 0263-40-3660

【お問い合わせ先】 住民福祉課 住民係

【電話番号】 62-9112

住民だより 1月

詳細は、富士見町ホームページをご覧ください。

<https://www.town.fujimi.lg.jp/>

くらしのガイド2月（2月1日～3月10日）

※3月の内容は次号と重複する場合があります
詳細は、富士見町ホームページをご覧ください。

<https://www.town.fujimi.lg.jp/>

ふじみまち通信

町内の活動や情報、イベントなどをご紹介します。

ようこそ おたっしや広場へ

“Let’s Enjoy now”

今回紹介するのは『英語クラブ』です。こちらは長年、英語に携わっていた方が講師となり、その月の行事や英語の歌の意味を教わっています。英語というと身構えてしまいがちですが、歌であれば親しみやすく感じる方も多く、歌詞の正しい意味を知る事で歌の内容も深まります。

クラブ紹介は今回が最後です。気になるクラブはあったでしょうか。おたっしや広場で新たな楽しみを見つけてみませんか。

運動教室に『100歳時代の身体づくり』が加わりました。理学療法士を講師とし、全身くまなく行うことで体幹が鍛えられる体操です。イスに座りながらの運動が主なので、足腰に自信がない方もできます。意識する身体の箇所を伝えてくれるため参加者も目的をもって体操を行うことができます。寒さで家にこもりがちな時期ですが、おたっしや広場で体を動かしませんか。

【お問い合わせ先】 おたっしや広場

【電話番号】 55-6955

おいでよ！ゆめひろば富士見

“雪よ降れ、降れ、ゆめひろば”

昨年は雪が少なく、雪遊びがあまりできませんでした。今年はどうでしょうか。暖かい日が続くような予報も出ていますね。

ゆめひろばには坂があるので、雪さえ降れば『そり遊び』を楽しむ子がたくさんいます。今年はそりを用意する予定ですので、遊びに来てくださいね。雪がたくさん降ったら『カマクラ』も頑張ってみようかな。

～地域おこし協力隊 てっちゃんのひとり言～

この時期は、ゆめひろばの砂地の通路が、寒さのため凍りますが、暖かい日差しがある日は溶けて水たまりや、ドロドロの状態になってしまふことが多くあります。天気の良い日でおかつ暖かい日の場合は、長靴で遊びに来てください。

また、通路がドロドロになった日は、午後3時を過ぎると、カチカチに凍ってしまい、通路がデコボコする場合があります。転びやすい状態になりますので、子ども達に注意を促していただければ助かります。そんな状態にならないように、てっちゃんも頑張って整備しますね。

【お問い合わせ先】生涯学習課 生涯学習係

【電話番号】62-7900

「食育推進チームだより」

“一緒に食べよう！主食・主菜・副菜のそろった食事”

主食・主菜・副菜のそろった食事は「栄養バランスがよい」「食事の満足感が大きい」というメリットがあり、お腹が空きにくくなるため「間食を減らせる」、また、「生活習慣病の予防」に効果があると言われていています。生活の中で次のことを心がけましょう。

主食：麺やパンのときも主菜・副菜をそろえる。

主菜：日替わりで肉や魚、卵、大豆製品などを食べる。

副菜：栄養価が高い旬の食材を積極的に取り入れる。

野菜ジュースや栄養補助食品はあくまでも補助食品なので、風邪をひいたときなど食事が満足に摂れないときに活用しましょう。主食・主菜・副菜のそろった食事を摂ることが難しいときは、1日や1週間の中で様々な食材を摂ることを意識しましょう。

(富士見町栄養士会)

【お問い合わせ先】住民福祉課 保健予防係

【電話番号】62-9134

心のいろはどんないろ？

“諏訪養護学校小学部の思い出”

諏訪養護学校小学部の子ども達から、毎年交流している富士見小学校2年生との思い出を教えてもらいました。

- ・しっぽとり楽しかったよ。また、遊びたいです。
- ・一緒に「お舟ぎっちらこ」をして、楽しかった。
- ・何回も風船にさわって、とても楽しかったよ。
- ・僕の好きな遊びを考えてくれてありがとう。
- ・初めて、ハンカチ落とししたよ。教えてくれてありがとう。
- ・朝顔のしおり、きれいでうれしかったよ。

一緒に遊んだ思い出や楽しかった記憶は、子ども達の成長に欠かせません。

【お問い合わせ先】子ども課 総務学校教育係

【電話番号】62-9235

まちの「話題」や「イベント」をご紹介します

NewsFujimi

12月27日（金） 介護相談員永年活動功労賞受賞を報告

受賞された樋口てる子さんは、町の介護相談員として10年間、デイケアやグループホームを訪問し、介護現場の様子や相談の内容を行政につなぐ役割をいただいています。「事業所や事務局、地域の方に支えられて続けてこられた10年でした。」と話してくれました。

1月4日（土） 町図書館 新春イベント

令和2年の新春イベントがコミュニティ・プラザで行われました。獅子舞や琴の演奏など、華やかなお正月の雰囲気になりました。

1月12日（日） 富士見町消防団出初式

富士見町の全12分団が参加する出初式が役場駐車場で行われました。町長らの観閲、はしご乗り、祝い放水などが行われ、大勢の見学者が集まりました。

きたじまごうき絵本原画展 開催中です

富士見町在住の絵本作家で「ほしのかえりみち」などの絵本を作成されたきたじまごう

きさんの作品原画展を開催しています。

諏訪地域の小中学生は観覧無料。公民館報の招待券を持参すると、町内1家族様まで観覧無料です。お問い合わせぜひご来場ください。

星を描くパステルワークショップ「みんなで大宇宙をかこう！」

【日 時】 2月9日（日） 午前10時～正午

【会 場】 コミュニティ・プラザ 2階実習室

【持ち物】 はさみ

※参加費無料。事前にお申し込みください。

※小学生未満は保護者同伴でご参加ください。

【お問い合わせ先】 富士見町高原のミュージアム

【電話番号】 62-7930

第15回「富士見の日」～ふる里の日 富士見～

富士見の日

富士山を望めることから名付けられた富士見町が、より地域に愛される町となるように「ふじみ」と読む語呂合わせから2月23日を「富士見の日」としました。

今年も、2月23日（日・祝）に「富士見の日」イベントを開催します。お問い合わせぜひご参加ください。

メイン会場：町民センター体育室 2月23日（日・祝）午前9時40分～午後0時30分

《開会式》 富士見の日「第7回フォトコンテスト」表彰式 他

《狙え！キッズ輪投げ》 午前10時30分～

輪投げでお菓子をゲットしよう！

《福福じゃんけん大会》 午前11時20分～

観光協会長“福美さん”とじゃんけん！勝ち残った人には富士見町の特産品を、参加者全員にカゴメ野菜ジュースをプレゼントします。

イベント

- ・ 富士見中学吹奏楽演奏
- ・ ルバンビーダンス（富士見高校）
- ・ 親子でうたあそび（子育て広場AiAi）
- ・ 町内園児の遊戯（町内保育園）

- ・ 子どもヒップホップダンス (PULS)

振る舞い・飲食コーナー

- ・ 豚汁の振る舞い／限定300食！
- ・ 富士見高原リゾート／お汁粉販売
- ・ 移動カフェ赤とんぼ／焼き芋、スイーツ、コーヒー販売

体験コーナー

- ・ 富士見高校養蜂部ミツロウクリーム作り (600円)
- ・ バルーンアート作り (無料 1回目：午前11時～ 2回目：正午～)
- ・ 独楽の手作り体験 (300円)
- ・ アロマハンドマッサージ (15分500円)
- ・ アロマスプレー作り体験 (600円)

特産品販売コーナー

- ・ 小笠原商店／ところてん
- ・ 富士見てしごと組／手工芸品
- ・ アクティブ／逆立ち独楽
- ・ レインボー／しいたけ
- ・ おかみさん会／雑巾、マリ子人形他
- ・ 味の会／手作り味噌
- ・ ふる里工房／八ヶ岳豆
- ・ もぐらカフェ／パン
- ・ 兆／ホットタピオカ
- ・ 観光協会／ルバーブカレー
- ・ 泉屋／スイーツ各種
- ・ かぼちゃん農園／ジャム
- ・ サロンeZe／アロマ雑貨
- ・ ジャンピン／パン
- ・ わくわくファーム／キヌア・卵
- ・ 道の駅加工グループ／おにぎり・惣菜

【お問い合わせ先】 産業課商工観光係

【電話番号】 62-9342

【お問い合わせ先】 富士見町観光協会

【電話番号】 62-5757

キッズスポーツ祭：第2体育館

【日 時】2月23日（日・祝） 受付開始 午前8時～

松本大学生によるレクリエーションスポーツなど

【お問い合わせ先】町民センター

【電話番号】62-2400

井戸尻考古館・歴史民俗資料館

2月23日（日・祝）は入館無料日本遺産にも指定された特色ある土器等をぜひご覧ください。

【お問い合わせ先】井戸尻考古館

【電話番号】64-2044

富士見町図書館（コミュニティ・プラザ内）

2月23日（日・祝）

《図書館上映会》午前10時～

「家康、江戸を建てる」

徳川家康が徳川260年の礎を築く姿を、治水工事・貨幣鑄造といった側面から描きます

《古本無料配布》午後0時40分～

無くなり次第終了

お一人様10冊まで

※本を持ち帰る袋をご用意ください

【お問い合わせ先】富士見町図書館

【電話番号】62-7930

富士見駅前商店街

富士見富里商栄会による「富士見の日特別売り出し」

2月23日（日・祝）

《豪華景品が当たる抽選会》

《餅つき大会》

午前11時30分ころ～

【会 場】イチジュウ

富士見富里商栄会参加店で2月1日～2月23日に500円以上のお買い物またはお食事をしていただいたお客様に抽選券を1枚プレゼント！ぜひ、お店に足を運んでください。

【お問い合わせ先】 富士見町商工会

【電話番号】 62-2373

そば処 おっこと亭

2月23日（日・祝）

〈富士見の日限定〉盛そば+天ぷらセット1,000円

【お問い合わせ先】 おっこと亭

【電話番号】 62-7188

富士見パノラマリゾート

2月23日（日・祝）

〈富士見の日限定〉（※町民対象）

ルバーブソフト360円→300円

【お問い合わせ先】 富士見パノラマリゾート

【電話番号】 62-5666

富士見高原リゾート

2月23日（日・祝）

「八峯苑鹿の湯」回数券の販売（11枚綴り）

7,000円→5,000円（※町民対象）

【販売場所】

町民センター内 休憩室

午前10時～午後0時45分

2月24日（月）～28日（金）

八峯苑鹿の湯

「1泊朝食付 3,980円」（税別、要予約）

※町民対象

グループ内に1人でも町民の方がいればOKです。

【お問い合わせ先】 八峯苑鹿の湯

【電話番号】 66-2131

※詳細は、チラシまたは町ホームページ

(<https://www.town.fujimi.lg.jp/>) をご覧ください。

姉妹町西伊豆だより

第54回正月マラソン大会が開催されました

1月1日、第54回正月マラソン大会が開催され、町内外から166名の参加者が清々しい空の下、各コースを走りぬきました。

マラソンコースは、2.5キロコース、5キロコース、ファミリーコースの3つに分かれて行われていますが、中でも、親子がペアを組んで走る約1.5キロのファミリーコースが、人気のコースとなっています。

ランナーの走り初めにぴったりのマラソン大会です。

来年は富士見町の皆様も挑戦してみてはいかがでしょうか。

富士見町民憲章

わたくしたちは、秀麗富士を望み、雄大な八ヶ岳と眺望豊かな入笠山にいだかれた高原の町、富士見町民です。この限りなく美しく、厳しい自然の中に住むわたくしたちは、先人の心を受けつぎ、自然を愛し、豊かな調和のとれた田園の町の発展をめざして、この町民憲章をかかげます。

- 一 かけがえのない自然を守り、育てていく町民となろう。
- 一 心身を鍛え、明るく健康な町民となろう。
- 一 教養を高め、香り高い文化を創造する町民となろう。
- 一 仕事に誇りを持ち、産業の発展につくす町民となろう。
- 一 思いやりの輪をひろげ、住みよい郷土をつくる町民となろう。

広報ふじみあとがき

町の人口と世帯数 令和2年1月1日現在（前月比）

住民基本台帳人口

男性／7,073人（+2）

女性／7,396人（-8）

合計／14,469人（-6）

世帯／5,996世帯（+12）

発行日

令和2年2月1日

編集・発行

富士見町 総務課

住所：〒399-0292 長野県諏訪郡富士見町落合10777

電話番号：0266-62-2250(代表)

ファックス：0266-62-4481

ホームページ <https://www.town.fujimi.lg.jp/>

Eメール fujimi@town.fujimi.lg.jp